

対馬市島っこ留学（孫戻し留学）募集要項（令和9年4月）

1 目的

この制度は、市外から対馬市内の小学校・中学校に入学または転学を希望する児童・生徒に対し、対馬市内の受入れ保護者の協力を得て受入れを実施し、対馬特有の自然環境及び歴史文化、国際交流等のなかで様々な体験学習を通して、心身共に健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とします。

2 募集基準

- (1) 地域の自然や環境を理解し、入学又は転学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 対馬の勇壮な大自然の中で、様々な体験活動を希望する児童・生徒
- (4) 小学1年生から中学3年生までの児童・生徒（令和9年4月時点）
- (5) 募集人数 孫戻し留学 若干名

3 契約と留学期間

留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年とします。ただし、継続を希望する場合は、対馬市島っこ留学推進協議会（以下「推進協議会」という。）に申請し、更新することができます。

4 応募方法と申込み期限

- (1) 別紙「島っこ留学申込書」（ホームページからダウンロードできます。）を推進協議会（対馬市教育委員会事務局内）に郵送で提出してください。
- (2) 申込み期限 孫戻し留学 令和8年12月28日（月）まで

5 留学生の決定

- (1) 対馬での生活や学校生活をスムーズに開始できるように、現在通学している学校へ事前に連絡を取らせていただくことがあります。
- (2) 必要に応じ医療機関等の検査資料を提出していただくことがあります。
- (3) 島っこ留学推進協議会で選考のうえ決定し、結果通知を2月中に発送します。

6 留学に関わる費用

孫戻し留学

ア 生活費等は祖父母等及び実親の自己負担とします。

イ 留学生と同居する祖父母等に対して、月額3万円を助成します。同一留学期間における2人目以降の留学生については、1人当たり月額1万円を加算します。

ウ 8月は長期休暇中のため助成金の対象外とします。

7 交付決定の取消し等

次の事項に該当する場合は補助金交付決定の取消等を行う場合があります。

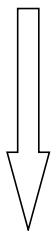
- (1) 留学生の問題行動等により、本来の目的の達成が困難であると判断されたとき
- (2) 申込書等の申請資料の内容に虚偽があるとき

8 その他

- (1) この要項及び対馬市島っこ留学制度実施要綱に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、祖父母等、推進協議会が協議のうえ善処することとします。
- (2) この要項は、令和8年8月1日から施行します。

【孫戻し留学までの手順】

留学希望者



- 申し込み期間：令和8年12月28日まで
- 提出書類
 - ・留学申込書「様式1」
 - ・健康状況調査票「様式2」
 - ・アンケート「様式4」
 - ・留学生との続柄が確認できる書類（戸籍謄本等）
 - ・その他必要と認める書類

推進協議会



- 留学生の選考：1月
- 書類の発送
 - ・留学生選考結果通知

留学生保護者



- 転出入の準備、その他手続き
- 春休み中に対馬市への転入手続きを済ませる。

留学開始

- 4月上旬の始業式・入学式に実親とともに出席

対馬市島っこ留学推進協議会（対馬市教育委員会事務局内）

〒817-1301 長崎県対馬市峰町三根451番地

(TEL) 0920-88-2000 (FAX) 0920-88-2005 (mail) t_kyouiku@city-tsushima.jp